

## 対馬博物館広報物デザイン及び広報物印刷制作業務委託 仕様書

### 1. 業務名

対馬博物館広報物デザイン及び広報物印刷制作業務委託

### 2. 業務の目的

令和4年4月に開館する対馬博物館(以下、博物館という。)では、広報物(チラシ、ポスター等)を活用した情報発信により、市民をはじめ、広く全国に向けて博物館の情報を周知して利用を促進するとともに、博物館の理念や使命および各種事業に関する情報を発信し、博物館に対する理解の向上と誘客促進を図る手段とする。本プロポーザルは、博物館の広報事業のうち宣伝広報の取組の一部を専門事業者へ委託することで、より効果的な施策を実施するためのものである。

### 3. 業務について

#### (1) 業務の概要

当該業務は、博物館の宣伝広報物のデザイン及び印刷制作するものである。

(2) 委託期間 契約締結日(令和3年12月上旬予定)から令和4年3月31日まで

#### (4) 業務範囲

##### ① デザイン

(ア) 博物館の基本理念に沿った調和性のあるデザインにすること。

(イ) 来館誘致ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮し、年齢層などに関わらず、誰もが見やすく、情報を知ることができること。他の博物館・美術館等の宣伝広報物等の動向を分析し、発注者の意向を反映するとともに、より良いデザインを積極的に提案すること。

(ウ) 対馬博物館にふさわしいデザインにすること。実施に当たっては博物館の意見を踏まえ再度デザインすること。

##### (エ) 広報物の種類

デザインする広報物の種類については、別紙「対馬博物館広報物一覧」を参照すること。

##### (オ) デザインの納期

別紙1「対馬博物館広報物一覧」に定める各広報物の納品日に間に合うように、デザインを行い、博物館の承認を得た上で印刷制作に進むこと。また、納品するデザインは宣伝広報のために使用することができる状態であり、デザインの成果物はAI形式及びPDF形式のデータとする。

##### ② 印刷制作

##### (ア) 広報物の種類

印刷制作する広報物の種類については、別紙「対馬博物館広報物一覧」を参照すること。また、印刷制作の方法や紙の種類等について、他により良い方法等があれば積極的に提案すること。

##### (イ) 広報物の納期

別紙1「対馬博物館広報物一覧」に定める各広報物の納品日に間に合うように、印刷制作の方法について博物館の承認を得た上で印刷制作に進むこと。

##### ③ 成果品

- ・別紙1「対馬博物館広報物一覧」に定めた広報物を印刷制作したもの
- ・報告書 2部

デザイン及び印刷制作した広報物の内容を記載したもの

- ・ファイル群 CD-ROMもしくはUSBメモリー 2点

デザインした広報物の最終成果を納めたもの(データはAI形式とPDF形式で納品すること)

#### 4. 納入成果物

##### (1) 広報物のデザイン

①別紙1「対馬博物館広報物一覧」にある広報物をデザインし、宣伝広報のために使用することができるようにする。また、デザインの成果物はAI形式及びPDF形式のデータとする。

##### (2) 広報物の印刷制作

上記3. (4)⑩のマニュアルを紙媒体で3部、電子媒体で1部提供すること。

#### 5. 実施スケジュール

(1) 詳細なスケジュールについては、博物館と受託者との間で協議のうえ決定することとするが、概ね、以下の日程を想定すること。

##### ①デザインの納期

別紙1「対馬博物館広報物一覧」に定める各広報物の納品日に間に合うように、デザインを行い、博物館の承認を得た上で印刷制作に進むこと。また、デザインの提案から決定までに十分な協議の場を設けるようにすること。なお、納品するデザインは宣伝広報のために使用することができる状態であり、デザインの成果物はAI形式及びPDF形式のデータとする。

##### ②印刷制作の納期

別紙1「対馬博物館広報物一覧」に定める各広報物の納品日に間に合うように、印刷制作の方法について博物館の承認を得た上で印刷制作に進むこと。

#### 6. 留意事項

(1) 対馬博物館は、本委託により作成した広報物の内容(デザイン、設計等を含む)を委託業者と協議の上は変更できるものとする。

(2) 本委託業務により制作した成果物の著作権法その他関係法上の一切の権利は対馬博物館に帰属する。

(3) 業務実施にあたっては、対馬博物館と十分協議しながら行うこと。

(4) 委託業務を行うにあたって、仕様書に定めのない事項又はこの業務に関して疑義が生じた場合は必ず対馬博物館と協議の上決定すること。

(5) 本仕様書の内容に対し、より良い方法等がある場合には積極的に博物館に提案すること。

#### 11. その他

(1) 本委託にかかる著作権は、対馬博物館に帰属する。

(2) 受託者は、関係法規を遵守するとともに、必要な諸届及び諸手続を委託の履行に先立ち遅滞なく行わなければならない。

(3) 本委託業務の履行に当たっては、担当職員と協議を行いながら遂行すること。

(3) 受託者は、本委託業務着手の際、着手届及び業務遂行責任者届を提出すること。

- (4) 受託者は本委託業務完了後、完了届を提出し、委託者の行う検査を受けること。
- (5) この仕様書に定めのない事項又は委託の内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。